



熊本県公報

第 1 2 4 3 9 号

平成 27 年 7 月 28 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (//) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 3

公 告

- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 4
- 第 5 回幸せ実感くまもと 4 カ年戦略委員会の開催…………… (企画課) 4

登 載 依 頼

- 環境影響評価方法書の作成…………… (菊池環境保全組合) 4
- 熊本県環境影響評価審査会の開催…………… (環境影響評価審査会) 5

告 示

熊本県告示第 6 7 9 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 7 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
わくワーク広場 おーぶ 球磨郡あさぎり 町上西 2 2 2 番 地 2	一般社団法人スト レ ン グ ス 球磨郡あさぎり町上 西 2 2 2 番地 2 中 神 宏	平成 2 7 年 7 月 1 7 日	4351800125	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイス ビス

熊本県告示第 6 8 0 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 7 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
指定児童発達支 援多機能型事業 所 くまぼこ 菊池郡大津町大 字大津 2 1 4 番 地 1	社会福祉法人秋桜会 菊池郡大津町大字室 西道免 1 8 1 8 番地 1 大塚 洋治	平成 2 7 年 7 月 1 7 日	4352200176	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイス ビス

熊本県告示第681号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町柏川字尾津留838番1から838番3まで、字本村1032番1、1032番2、1033番1、1033番3、1033番5、1033番6、1044番、1140番8、字屏風岩1219番、1220番、字水桑1227番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾津留838番1から838番3まで・字本村1032番1・1033番1・1033番3・1033番6・1140番8・字屏風岩1219番・1220番（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、字本村1032番2、1033番5

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第682号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町猿渡字吉ノ谷808番、810番、813番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字吉ノ谷808番・810番・813番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字馬門408番、409番、字落水436番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬門408番・409番・字落水436番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第684号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成27年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字権現2458番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字権現2458番(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第685号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成27年7月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成27年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	玉名市天水町小天字本田 4034番地先から	前	8.2 ~ 12.7	35.7	活力基盤改築
		同所 4034番地先まで	後	8.6 ~ 12.7	35.7	

2 区域を変更する期日 平成27年7月28日

熊本県告示第686号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により公表する。
 平成27年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
 優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査の対象家畜
 牛 7頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
平成27年8月24日(月)	熊本県農業研究センター 合志市栄3801

公 告

熊本県公告第506号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成27年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第134 8号	魚かす 粉末	7.0 魚粕粉 末1号	窒素全量： 7.0 りん酸全量 ：6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社三成 熊本県宇土市馬 之瀬町555番 地	平成33 年7月9 日

熊本県公告第507号

第5回幸せ実感くまもと4カ年戦略委員会を次のとおり開催する。
平成27年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開催日時
平成27年8月5日 午後1時30分
- 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ 2F ひばり
- 議題
平成27年度政策評価について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部企画課戦略推進班
(電話 096-333-2019)

登 載 依 頼

公 告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第5条第1項の規定に基づき、新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価方法書を作成したので、同条例第7条の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成27年7月28日

菊池環境保全組合長 後 藤 三 雄

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 菊池環境保全組合
(2) 代表者の氏名 組合長 後藤 三雄
(3) 主たる事務所の所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津115番地
- 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 新環境工場等整備事業
(2) 種類 エネルギー回収型廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場
(3) 規模 エネルギー回収型廃棄物処理施設 処理能力 170トン/日
一般廃棄物最終処分場 埋立面積 20,300平方メートル
- 対象事業実施区域の位置
合志市幾久富地内

- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
合志市、菊池市、大津町及び菊陽町の各一部（対象事業実施区域及びその周辺）
- 5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 場所
ア 合志市役所合志庁舎（環境衛生課）
イ 菊池市役所（環境課）
ウ 大津町役場（環境保全課）
エ 菊陽町役場（環境生活課）
オ 菊池市泗水総合支所（総務民生課）
カ 菊池保健所（衛生環境課）
キ 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）
- (2) 期間 平成27年7月28日（火）から平成27年8月27日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 意見書の提出
環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- (1) 提出期限 平成27年9月10日（木）（必着）
- (2) 提出先 〒869-1233 熊本県菊池郡大津町大字大津115番地
菊池環境保全組合 建設推進課
- (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）
- 8 問い合わせ先
熊本県菊池郡大津町大字大津115番地
菊池環境保全組合 建設推進課
電話 096-243-5515（直通）

熊本県環境影響評価審査会公告第1号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成27年7月28日

熊本県環境影響評価審査会会長 逸 見 泰 久

- 1 開催日時
平成27年8月5日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
合志市中央公民館研修室（合志市福原2922番地 総合センターヴィーブル内）
- 3 審議内容
菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価方法書」について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
(2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）
電話 096-333-2268